

個人質問

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 議会事務局<br>処理欄 | 令和3年5月13日8時30分 受付 |
|              | 質問順位 第7番          |

武豊町議会議長 石原 壽朗 殿

武豊町議会議員 南 賢治

一般質問の通告について

令和3年第2回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

| 質問事項                      | 質問の要旨(具体的にご記入願います)   |
|---------------------------|--|
| <p>1. 武豊町やすらぎの森墓園について</p> | <p>【趣旨説明】<br/>やすらぎの森墓園は、自然豊かで明るくとてもすばらしい環境の中にある町営の墓園であり、本町にとっても自慢できる施設の1つであると考えております。<br/>しかしながら、申し込み条件では、該当する焼骨を有しているか、県外の墓地の改葬の予定があることに加え、2年以内に墓石または墓標等を建立する必要があります。このため、町民であっても将来的に必要な理由からは、墓地を申込することができないようです。<br/>現在、家族の構成や状況は多様な時代になっています。町営だからこそ町民のすべての皆さんが、墓地を確保できるような申し込み条件とする必要があると考え、以下質問いたします。</p> <p>【質問事項】</p> <p>①現在の申し込み条件(条例の使用者の資格要件)になった理由は、どのようなものか。</p> <p>②現在の墓地区画の利用状況や申し込み状況はどうか。</p> <p>③趣旨説明のような、申し込みに関する問い合わせや相談などはないか。</p> <p>④現在の申し込み条件では、墓地の確保ができない住民がいることについて、どのように考えているか。</p> <p>⑤今後の墓園の拡張計画や、将来的にお墓の維持が困難なケースのご家庭のため、樹木葬や永代供養等などの考えはどのようになっているか。</p> <p>⑥今後、現在の申し込み条件を緩和し、墓地を必要としている住民の方が確保しやすいようにしていく必要があると考えるが、見解は。</p> |